

ア 八女市立立花中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止への基本的な考え方

本校では、全職員が下記のような基本的な認識を持ち、日々「未然防止」と「早期発見・早期対応」に、迅速に組織的かつ丁寧に取り組んでいくことが重要と考える。

- いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は完全な間違いである。
- いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。

2 いじめ問題への対応に向けて

(1) 未然防止に向けて

いじめの未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。具体的には、温かい人間関係を含む日々の学級経営の充実と、すべての生徒が有用感を感じられる授業づくりが肝要であると考え。未然防止に向けて、次のことに取り組む。

- ① 個性を認め合う学級経営を行う。
- ② 満足感・充実感のある授業づくりに努める。
- ③ 道徳教育を充実させ、心を豊かにする授業づくりを実践する。
- ④ 保護者や地域の人たちに対する啓発（随時）

(2) 早期発見

保護者等と連携を図りながら、学校全体で早期発見に取り組むとともに、いじめの疑いがある場合は、いじめ対策委員会を速やかに招集し、適切かつ迅速に対処する。早期発見に向けて、次のことに取り組む。

- ① 生徒の様子や保護者の声など、些細なサインを見逃さない。
- ② 定期的に本人や保護者を対象にアンケートをとったり、ハイパーQ Uテストをしたりし、分析をするとともに、気になる結果については対応する。
- ③ 各委員会や学年会等で、気になる生徒についての情報交換を密に行う。

(3) 早期対応

いじめを発見した場合、次のことに取り組む。

- ① 1人で対応せず、早期に協働体制を作る（いじめの情報共有は法で定められた義務）。
- ② 指導方針を共通理解した上で指導にあたる。

(4) 職員研修

夏休みにいじめ防止に特化した校内研修を行う。

(5) 保護者や地域の人たちへの働きかけ

家庭訪問や三者面談、授業参観や学校開放週間の折りに、いじめ防止のリーフレットやDVDを活用して、保護者や地域に向けての啓発を行う。

(6) 関係機関（監督庁や八女警察署等）との連携

年間を通して実施される八女市郡中学校補導係会や八女市・広川町学警連生徒指導部会で、地域の学校や八女警察署との情報共有や連携を図っていく。また、定期的に来校されるスクールサポーターとも情報交換を行い、いじめ防止に努める。

3 いじめ問題への取組方針と組織・計画

(1) 本校の実態（課題）

重大事態まではいかないものの、軽度のいじめが起こっている。ハイパーQ Uテストの結果から、全校生徒で約50%の生徒が学級生活満足群に位置しており、約30%の生徒が学級生活不満足群に位置している。また、1回目と2回目を比較すると、全学級で学級生活満足群に位置する生徒が増加している。要支援群への個別対応も必要である。

(2) 平成30年重点目標

第1回ハイパーQ Uテストにおける各学級の「学級生活不満足群」に該当する生徒数を、第2回において減少させ、0に近づける。

(3) 目標達成に向けて、生徒指導主事の主管する「いじめ対策委員会（生徒指導委員会）」が主導して計画・実施・評価を行う。具体的に、下記の行事等の中で取組を行う。

- ① 教育相談（6月、11月、2月）
- ② スクールカウンセリング（随時）
- ③ いじめ未然防止のための授業、いじめに関する授業（随時）
- ④ 定期的な個人面談（随時）
- ⑤ いじめをなくすための生徒会の取組（随時）
- ⑥ 保護者や地域に対する啓発（随時）

4 重大事態への対応について

重大事態が発生した場合には、いじめ対策委員会を速やかに招集し、適切かつ迅速に対処する。管理職を通して、八女市教育委員会等、関係機関への報告も速やかに行う。

5 以下のようにして取組の評価を行う。

- ① 「取組評価アンケート（職員）」の実施（1月）
- ② 取組の検証を行うための会議（2月）
- ③ 校内研修（3月）

6 学校として特に配慮が必要な生徒について（別紙）